

本
乙第63号証

判決

訴権の濫用

断罪された狂言訴訟

倉田卓次
宮原守男
倉科直文
佐藤博史
共著

日本評論社

資料0 第一審(東京地裁)判決

東京地裁平成十二年五月三〇日判決 平成十八年ワ第一〇四八五号 損害賠償請求事件

判決

同	同	同	同	同
桐ヶ谷 章	八尋 頼雄	成田 吉道	松村 光晃	

(住所略)

原告

信平 藤治

右訴訟代理人弁護士

瀬川 健二

木里 裕之

主 文

(住所略)

同

池田 大作

右訴訟代理人弁護士

倉田 卓次

宮原 守男

倉科 直文

佐藤 博史

沼島 啓充

- 一 本件訴えを却下する。
二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求(略)

第二 事実の概要(略)

第三 争点に対する判断

1 訴権濫用について

1 訴権の意義

訴権は、国民が自ら原告として訴えを提起し、その請求について国家機関である裁判所に対して本案判決による紛争解決を求める権利である。すなわち、何らかの権利侵害を受けた国民は、裁判所に対し、被害の救済を求めて提訴することができるのであり、これが、訴権として保障されている。裁判所は、これに慮えて、その訴えについて審理を進め、判決において提訴者の主張する実体権の有無及び事実の存否等について判断を示すことになるのである。

ところで、憲法三二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定し、国民の裁判を受ける権利を保障しているが、この裁判を受ける権利と訴権との関係を同一のものとするか、別個のものとするかについては、学説上対立がある。しかし、裁判を受ける権利が民事訴訟の場において具体化された権利が訴権であると解し

ても、原告は別個の起源に由来する別物であると解しても、ここでの立論に影響はない。

2 訴権の濫用と信義則違反との関係

信義則実の原則(信義則)は、権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実になすことを要するという原則(民法一条二項)であるが、権利者といえども、自己の権利を信義則に行使すべきであることはいうまでもないから、信義則に反する権利の行使は、権利を濫用するものであるというべきである。そして、信義則は、当事者間の訴訟外の実体的権利関係においてのみならず、民事訴訟の場においても支配する原則である。このことは、民事訴訟法二条が、「当事者は信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」と規定しているところからも明らかである。

したがって、一方当事者が、相手方当事者に対し、信義則に反するような形で訴訟上の権能の一つである訴権を行使している場合は、訴権を濫用するものというべきである。そして、「訴権の行使が濫用に当たらないこと」は、訴訟要件の一つというべきであり、訴訟要件が欠ける場合には、裁判所は訴え却下の訴訟判決をすることを義務づけ